	鶴岡市農業委員会第18回東部農地部会議事録
日 時場 所	令和4年 5月16日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席農業委員	1番 石井 光明2番 渡部 長和3番 小林 義一4番 佐藤 みほ5番 工藤 久子6番 大沼 恒司7番 髙橋 好博8番 金野 匡良9番 新舘 登10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力 7番 髙橋 聡 9番 髙橋 文雄 10番 前田 浩 11番 佐々木 貢昌 12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫 15番 清野 吉喜
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	8番 丸山 伸一推進委員
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 佐藤 穂高 主事 齋藤 柊士 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議事日程	 開会 議事録署名委員の選出 会期の決定 報告 議事 閉会
	開 会 午前 9:30
議長	本日、欠席の委員は、8番 丸山伸一推進委員より届出がなされています。定足数に達しておりますので、ただ今より第18回東部農地部会を開会いたします。はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、議事録署名委員を5番 工藤久子委員と、6番 大沼恒司委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
	(説 明)≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
事務局	(説 明)≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明)≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願 いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規 定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明)≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。7番 髙橋好博委員、お願いいたします。
7 番 委 員	農業委員7番 髙橋です。農地法第3条の規定による許可申請について、藤7 については相手方の要望であり問題ないと判断いたしました。また藤8についても審判による売買であり問題ないと判断いたしました。
議長	9番 新舘委員お願いいたします。
9 番 委 員	9番 新舘です。羽黒の案件ですが16ページの羽3、羽4、および18ページの羽5に関して、4月10日3時から、齋藤委員、丸山委員、金野委員、碓氷委員、わたし、および事務局二人、合計7人で確認して参りました。先程説明がありましたように、羽3に関しましては、4月にありました一体利用農地の案件になります。この農地に関しても、すべて問題ないと判断してきました。よって農地法第3条第2項に該当しないことを確認したことを報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございます。10番 前田推進委員。
10番 推 進 委 員	推進委員 10 番 前田です。櫛引の案件ですけども、17ページの櫛 10 につきましては、受け手の■■さんの要望によって売買されるものです。彼は就農して6年目ということで、面積も果樹中心で耕作しており、購入した農地では、露地野菜の作付けを希望しておりました。管理も環境関係も行き届いておりまして、何も問題はございませんでした。続きまして、18ページの櫛 6、櫛 7 から 20ページ櫛 8、櫛 9 までですけれども、櫛 6 に関しましては、親子間の期間満了に伴う再設定ということで、管理も滞りなくやっておりましたし、問題ないことを確認しました。櫛 7 においては、受け手の■■■さんは、お婿さんでありまして、この度、義父から経営移譲をされた方です。就農して何年も経っており、しっかり管理もしていたようです。櫛 8、櫛 9 に関しましては、再設定による継続ということで、何ら問題はないことを確認しました。よって、農地法第 3 条第 2 項に該当するような事案はないと判断し、報告いたします。
議長	ありがとうございます。15番 清野推進委員。

15番推進委員	15番 推進委員 清野です。朝1につきましては、5月11日、農業委員2名、 私を入れて3名、事務局2名で現地確認を行ってきました。農業者年金の経営移 譲、年金受給者のための親子間での再設定するものです。農地が適正に管理され ており、第3条第2項各項に該当しないことを報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお 願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続きまして、議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明) ≪議案第2号 一体利用農地等の指定申出について≫
議長	ありがとうございます。これは一体利用農地等の指定申出についての案件です ので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。14 番 亀井推 進委員お願いいたします。
14番推進委員	14番 推進委員亀井です。4月19日、私と事務局2名で現地確認に行ってきました。尚、詳細は今事務局より説明があった通りです。購入予定の■■さんは、平成25年の大鳥地域の地域おこし協力隊として住み始めて、任期終了後そのまま住み続けて9年になります。狩猟免許も習得するなど、高齢者が多い地域で、頼りになる存在となっている方です。
議長	ありがとうございます。 それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第2号 一体利用農 地等の指定申出について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 一体利用農地等の指定申出については原案通り 決しました。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明)≪議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議長	これは、5条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。15番 清野推進委員。
15番 推 進 委 員	15番 推進委員清野です。朝1につきまして、鉄塔建替建設工事に係る資材等の運搬のためのヘリポートを設置するものです。隣接した地域に農地を確保する必要があるため、一時的に利用するものです。これは4月27日の日に、私と事務局2名と現地近くの確認を行いました。隣接する所有者と耕作者の皆さんからは、承諾書を提出していただいております。周辺農地の営農活動にも、支障がないことを判断いたしました。以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第3号 農地法第 5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については 原案通り決しました。続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決 定について事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明) ≪議案第4号 農用地利用集積計画(案)について≫
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。9番 新舘委員。
9 番 委 員	9番 新舘です。24ページの藤3に関しては金額が1200万ということで、普通であれば800万円以上は税金がかかると思うのですが、その辺のことをお聞きしたいと思います。いくらぐらいまで大丈夫か、あとは他に何か用件があるかなど教えていただければと思います。
事務局	中間管理機構を通しますと、1500万まで控除となります。条件は受け手が認定 農業者であること、売買するところが農振農用地であること、それからそこも含 めて、本人の耕作地が概ね1ヘクタール以上の団地となること、などの条件があ ります。
9 番 委 員	ありがとうございます。
議長	他にございませんか?1番 石井委員。
1 番 委 員	1番石井です。28ページ藤39ですけども、この案件は私に関係する案件です ので、退席の許可を求めます。
議長	退出を許可します。
	(1番委員退室)
議長	それでは 28 ページ、藤 39 の案件のみについて審議を行います。藤 39 の案件 について質疑はございませんか?
	(発言者なし)
議長	ないようですので、藤39の案件のみ質疑を終結して採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画書(案)について、藤39の案件について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画書(案)に関する藤39の案件については原案通り決しました。1番石井委員の入室を許可します。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第4号 農用地利用 集積計画(案)の決定について、藤39以外について、賛成委員の挙手を求めま す。
	(全員賛成)

		全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)は、原案通り、決し
議	長	ました。
		以上で本日の審議はすべて終了いたしました。
		即
		閉 会 午前 10:05
		学 臣 从月間 曲
		議 長 <u>佐久間 豊</u>
		議事録
		署名委員工藤 久子
		議事録
		署名委員大沼恒司